

権限の委任を受ける事業所管大臣、委任しようとする事務の範囲、
委任の期間及び報告の期間

(令和4年4月1日時点)

事業所管大臣	委任しようとする事務の範囲 (法第26条第1項、第143条第1項、第159条において読み替えて準用する民事訴訟法(平成8年法律第109号)第99条、第101条、第103条、第105条、第106条、第108条及び第109条、第160条並びに第161条の規定による権限に関する事務のうち、次に掲げる事業に係るもの)	委任の期間	報告の期間
内閣総理大臣 (内閣府本府)	株式会社地域経済活性化支援機構	令和4年4月	1か月
内閣総理大臣 (金融庁)	金融庁所管業者 (一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置して事業を営む貸金業者、平成17年改正保険業法の公布の際に特定保険業を行っていた民法第34条の規定により設立された法人のうち新法人への移行登記をした前日に都道府県知事の監督に服していた認可特定保険業者、都道府県の区域未達の区域を地区とする農業協同組合連合会・漁業協同組合連合会・水産加工業協同組合連合会及び都道府県の区域を越えない区域を地区とする農業協同組合・漁業協同組合・水産加工業協同組合を除く。)	1日から令和5年3月31日まで	
内閣総理大臣 (警察庁)	警察共済組合		
国家公安委員会	犯罪被害者等早期援助団体及び暴力追放運動推進センター		
内閣総理大臣 (復興庁)	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構		
総務大臣	電気通信業、放送業、郵便事業、信書便事業、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構		
法務大臣	債権管理回収業、公証業務及び更生保護事業		
財務大臣	株式会社日本政策投資銀行、株式会社商工組合中央金庫、生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構、日本投資者保護基金、銀行等保有株式取得機構、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構		
厚生労働大臣	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構及び株式会社地域経済活性化支援機構		
農林水産大臣	農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、農		

	<p>林中央金庫、ＪＡバンク支援協会、ＪＦマリンバンク支援協会、商品先物取引業、商品先物取引仲介業、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者、農林中央金庫代理業者、農林中央金庫電子決済等代行業者及び特定承継会社（※）</p> <p>※ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成８年法律第 118 号）附則第 26 条第 1 項に規定する特定承継会社</p>		
経済産業大臣	<p>包括信用購入あっせん業、個別信用購入あっせん業、信用保証協会、前払式割賦販売業、前払式特定取引業、商品先物取引業、商品先物取引仲介業、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、株式会社商工組合中央金庫、指定信用情報機関及び認定割賦販売協会</p>		
国土交通大臣	<p>宅地建物取引業、マンション管理業、賃貸住宅管理業及び特定転貸事業者等（※）、不動産特定共同事業、不動産鑑定業並びに住宅宿泊管理業</p>		

（※）賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和２年法律第 60 号）第 28 条に規定する特定転貸事業者等をいい、特定転貸事業者又は勧誘者（特定転貸事業者が特定賃貸借契約の締結についての勧誘を行わせる者をいう。）を指す。